

広島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（案）の構成

大分類・中分類は第2次広域計画と同じで、下線部分は内容を修正・追加したものである。

大分類	中分類	小分類または骨子	具体的な内容
はじめに	—	○ 後期高齢者医療制度（以下「制度」という。）の概要及び第3次広域計画策定に至る経緯	○ 制度の概要 ○ 広域計画の意義 ○ <u>国の動向及び第3次広域計画策定に至る経緯</u>
I 第3次広域計画の趣旨	—	○ 広域連合と市町が役割分担して処理する事項について指針となるもの	○ 広域計画の法的根拠（地方自治法、広域連合規約） ○ 広域連合と市町が役割分担して処理する事項について基本的な指針となるもの
II 制度を取り巻く状況と課題	1 状況	○ 制度の定着への取組み ○ <u>広島県内における被保険者の状況</u>	○ 制度は平成20年4月から運用を開始し、順次見直しを行いながら制度の定着に務めてきたこと ○ <u>広島県の高齢者人口の動向</u>
	2 課題	○ 市町との連携の強化、保険財政の健全化 ○ <u>マイナンバー制度導入に伴う個人情報漏えい等のリスク対策</u>	○ 安定した医療給付の実施及び市町との連携強化の取組み ○ 健康づくり推進・医療費適正化・保険料収入確保による財政健全化の必要性 ○ <u>マイナンバー制度導入に伴う被保険者等個人情報漏えい等のリスク対策に取組む。</u>
III 基本方針	—	○ 広域連合の目指すべき基本方針	○ 広域連合と市町が役割を分担し広域化のメリットを生かした財政の安定化 ○ 制度の健全な運営
IV 基本計画	1 広域連合と市町の事務分担	(1) 被保険者の資格管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課及び徴収に関する事務 (4) <u>保健事業に関する事務</u> (5) その他制度の施行に関する事務	小分類ごとに広域連合と市町が行う具体的な業務内容をそれぞれ記述

	2 施策の方向性	(1) 事務処理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連合と市町の協力・連携による窓口サービスの向上・効率的な事務処理 ○ <u>マイナンバー制度導入により個人情報漏えい等のリスク対策に適切に取り組むこと</u> ○ 職員の能力向上に向けた取組
		(2) 医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ レセプト電子化によるレセプト点検効率化 ○ 疾病分類をはじめとした受診情報分析の強化による保健事業への活用，後発医療品の使用仕様促進 ○ 重複・頻回受診の防止と適正受診推進を図るための医療費通知の実施
		(3) 健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な財政予測及びそれに合わせた計画策定による健全な財政運営 ○ きめ細かな納付相談の実施，短期保険者証などの適正な交付
		(4) <u>健康づくりの推進</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報活動による健康づくりに関する意識の高揚 ○ <u>高齢者が自立した日常生活を送れるよう保健事業の推進に取り組む。</u>
		(5) 広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度を説明したパンフレットの配布，ホームページでの情報提供などにより制度の理解を得るための広報活動の実施
		(6) 円滑な制度運営に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の動向等情報収集 ○ 市町の意見の集約を図り国等に対し意見表明
V 第3次広域計画の期間と改定	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間及び改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>計画期間は平成28年度から大きな制度改正が行われるまで</u> ○ 広域連合長が必要と認めるときは随時改定